

# 今治市定員適正化計画（第1次）

平成19年2月27日

## 1. 適正化計画策定の目的

今治市は、平成17年1月16日、12市町村での広域合併を成し遂げ、人口18万人都市として新たにスタートしました。

そのような状況において、本市では新たな今治市行政改革大綱を策定し、行政改革を推進する一環として、地方分権の進展とともにますます多様化・複雑化する行政需要に、的確に対応できる効率的な行政体制を確保するため、職員の定員の適正化を図っていきます。

## 2. 職員数の推移

合併前の旧今治市を初め12市町村は、各団体において定員モデル等を参考に定員の適正化に取り組み、平成12年度から平成16年度の4年間で合計53人の人員を削減してきました。

合併した直後の平成17年4月1日には、合併時の定員調整の協議や採用者数抑制等の効果により、前年に比べ95人の削減となり、合併後1年余り経過した平成18年4月1日には採用者の抑制で更に48人削減し、平成18年4月1日現在は合計1,754人となっています。

（単位：人）

区分	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	増減
一般行政部門	1,307	1,251	1,237	1,242	1,233	1,243	1,199	108
特別行政部門	460	446	444	443	432	403	398	62
公営企業等部門	183	235	234	232	232	156	157	26
計	1,950	1,932	1,915	1,917	1,897	1,802	1,754	196

\* 表中の人数は、毎年4月1日現在の人数です。

\* H16年までの人数は、一部事務組合を含む合併前の各団体における人数です。

\* 人数には教育長を含みます。

\* 「一般行政部門」とは、地方公共団体が自主的に定員管理に取り組むことのできる「総務」「税務」「民生」「衛生」「土木」の部門をいいます。

\* 「特別行政部門」とは、国の法令等により定員の配置基準が定められている「教育」「消防」の部門をいいます。

\* 「公営企業等部門」とは、水道等の公営企業及び下水道等の特別会計の部門をいいます。

### 3. 職員数の状況

#### (1) 定年退職者数の状況

平成 18 年度から平成 23 年度までの定年退職者数は合計 326 人で、平成 19 年度以降は毎年約 55 人以上、平成 23 年度には 68 人の定年退職者が見込まれています。

年 度	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	計
定年退職者数	34 人	57 人	54 人	57 人	56 人	68 人	326 人

#### (2) 財政状況と人件費

本市においての人件費の状況は、合併直後の H16 年度に比べ、H17 年度には、1,320,068 千円を削減したものの、歳出総額が 13,799,270 千円の削減となったため、人件費率が 1.7 ポイント上昇しています。

年 度	歳出総額 (千円)	人件費 (千円)	人件費率
H16 年度	83,005,408	14,782,866	17.8
H17 年度	69,206,138	13,462,798	19.5

\* 数値はいずれも普通会計の決算額です

#### (3) 定員モデルとの比較

今治市における「定員モデル」の試算値は、合併前の各団体の状況を基に平成 17 年度に試算したもので、試算値 1,129 人に対し、平成 18 年 4 月 1 日現在の一般行政部門の対象職員数は 1,192 人で、63 人の超過となっています。

区 分	対象職員数	モデル数値	比 較
議会・総務企画・税務部門	366 人	369 人	3 人
民生・衛生部門	504 人	468 人	36 人
労働・農林水産・商工部門	130 人	139 人	9 人
土木部門	192 人	153 人	39 人
合 計	1,192 人	1,129 人	63 人

\* 「定員モデル」とは、地方公共団体の職員数と職員数に関係がある行政需要に関連する人口、世帯数、面積等の指標を試算式に当てはめ、その団体の定員管理の基準となる「一般行政部門」の職員数（試算値）を算出するものです。

\* 「対象職員数」とは、一般行政部門職員数（1,199人）から愛媛県などに派遣している職員（7人）を除いた職員数です。

#### （４）類似団体との比較

平成17年4月1日の職員数を基にした「類似団体別職員数の状況」の修正値で比較すると、一般行政部門では208人の超過となっており、特に福祉部門、衛生部門、土木部門の職員を合わせて159人の超過となっています。

特別行政部門のうち、教育部門での108人の不足は、主に小・中学校等義務教育部門での職員数の不足が主な原因で、それを除くと19人の超過となります。

部 門	職員数 (H17.4.1) A	類似団体との比較				
		単純値 B	超過数 A - B	修正値 C	超過数 A - C	
一 般 行 政	議 会	10人	10人	0人	11人	1人
	総 務	281人	264人	17人	262人	19人
	税 務	88人	84人	4人	84人	4人
	民 生	367人	260人	107人	299人	68人
	衛 生	158人	127人	31人	115人	43人
	労 働	1人	3人	2人	3人	2人
	農 林 水 産	79人	75人	4人	78人	1人
	商 工	56人	28人	28人	28人	28人
	土 木 ( 建 設 )	203人	154人	49人	155人	48人
	小 計	1,243人	1,005人	238人	1,035人	208人
特 別 行 政	教 育	190人	267人	77人	298人	108人
	消 防	213人	135人	78人	175人	38人
	小 計	403人	402人	1人	473人	70人
普 通 会 計 計	1,646人	1,407人	239人	1,508人	138人	

\* 「類似団体別職員数の状況」とは、全国の全市町村を人口と産業構造を基準に、市については36のグループに分け、そのグループごとに普通会計部門の職員数の人口1万人当たりの数値を算出し指標としたものです。

\* 「単純値」とは、同一グループに属する市の人口1万人当たりの職員数を単純に比較したものです。

\* 「修正値」とは、同一グループに属する市のなかで、部門ごとに職員を配置していない市を除外して算出した数値です。

#### 4. 定員適正化計画の基本的な考え方

新規に採用する職員を退職者の2分の1以内に抑制することを基本的な考え方としながら、島しょ部にまたがる行政区域という本市特有の地理的条件の特殊な要因や専門職の確保など、特殊な要因も考慮し、今後も引き続いて現況の分析を研究するとともに、依然として厳しい財政運営が続くなか、設定目標数値以上の削減を目指し、多様化する行政需要に効率的に対応できるよう職員数の適正化を図っていきます。

#### 5. 定員適正化計画の数値目標

平成18年4月1日の職員数1,754人を、平成24年4月1日までの6年間に134人削減します。

(単位：人)

区	分	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	計	比率
一般行政 部 門	前年比較	-	20	18	19	17	16	12	人 102	% 8.51
	職員数	1,199	1,179	1,161	1,142	1,125	1,109	1,097		
特別行政 部 門	前年比較	-	1	5	4	5	4	8	人 27	% 6.78
	職員数	398	397	392	388	383	379	371		
公営企業 等 会 計 部 門	前年比較	-	-	3	-	2	-	-	人 5	% 3.18
	職員数	157	157	154	154	152	152	152		
合 計	前年比較	-	21	26	23	24	20	20	人 134	% 7.64
	職員数	1,754	1,733	1,707	1,684	1,660	1,640	1,620		

\*表中の人数は、毎年4月1日時点の人数です。

## 6. 目標達成に向けての取り組み

### (1) 事務事業の見直し

各部門の事務事業の徹底を図り、新しい行政課題や主要な事業を担当する部門へ重点的に職員を配置するとともに、一方行政需要の減少した部門は削減を行うなど、部門ごとの定員を弾力的に管理します。

### (2) 組織・機構の見直し

総合支所及び出先機関等の施設の統廃合や組織・機構の見直しを行い、市民の利便性を配慮しながら、類似業務や関連業務は常に見直し、効率的な組織体制を図っていきます。

### (3) 民間委託の推進

技能労務職員の適正化など、行政が直接行う業務と民間に委ねることができる業務を精査し、積極的に民間活力の導入を推進します。

### (4) 指定管理者制度の活用

行政責任を確保しながらも、市が管理運営する施設に指定管理者制度を活用することにより、民間の経営手法を取入れ、市民サービスの向上を図っていきます。

### (5) 臨時、嘱託職員の活用

専門的な業務などを行う嘱託職員や事務補助業務を担当する臨時職員と正規職員が行う業務との見直しを行うとともに正規職員と嘱託・臨時職員の人員配置の適正化を図っていきます。

(以上)